

中小企業者応援制度の対象事業と助成内容

種類	対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
店舗等整備事業	町内に店舗など（プレハブを含む。）を新築し、営業を開始したもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・新築工事費・設備備品購入費の合計額の1/2（上限200万円） ・土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年50万円、3年間） 【農産物の直売を目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・新築工事費・設備備品購入費の合計額の3/4（上限400万円） ・土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年100万円、3年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の新築 ・事務所の新築 ・工場の新設 ・農産物の直売所を開設するためのプレハブの新設
	町内の店舗などの改装または関連施設の整備をし、営業するもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が50万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の1/2（上限150万円） ・土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年40万円、3年間） 【農産物の直売を目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の3/4（上限300万円） ・土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年80万円、3年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業を行うための空き店舗の改装 ・集客力を向上させるための営業中の店舗内部の改装 ・営業を目的とした一般住宅の店舗への改装 ・来客者の利便性向上のための駐車場整備 ・広告宣伝効果を向上させるための看板の改装
地場産品開発事業	新たな地場産品の開発のための調査、研究、試作など	対象経費の合計額が20万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング委託費、原材料費、外注加工費などの合計額の3/4（上限100万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内産の農産物を使用した加工品の試作 ・町内の事業所で製造された加工品を利用した新たな商品の試作
	新たな地場産品の販路拡大のための市場調査など		<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング委託費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントに依頼して行う市場調査
	新たな地場産品の道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小間料、小間内装飾費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道外で行われる物産展への地場産品の出展

種類	対象事業	交付要件	助成内容	対象となる事例
商工観光活性化事業	生産性・集客力の向上または販売促進のための新たな取組み	対象経費の合計額が20万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4(上限100万円) ・設備備品購入費の1/2(上限50万円) ・設備備品年間賃借料の1/2(上限40万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売拡大のための製造機械の購入 ・売上管理業務の効率化のためのソフトウェアの購入 ・専門家に依頼して行う新たな販売促進方法の調査研究
	新たな広告宣伝、商工業イベントの取組み			
	新たな観光資源の調査研究			
	新たな観光イベント、集客向上の取組み			
人材育成事業	業務に関する知識や技術の習得のための研修	対象経費の合計額が10万円以上で、研修を受ける人が町民であること	<ul style="list-style-type: none"> ・研修費、旅費の合計額の1/2(上限1人当たり15万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に直接関係する知識を修得することができる研修の受講
人材確保事業	人材確保のための新たな取組み	対象経費の合計額が10万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング委託費、小間料、使用料などの合計額の2/3(上限1事業者当たり50万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・採用コンサルタントに依頼 ・合同企業説明会への参加 ・求人ウェブサイトへの登録

事業者の採用活動に関する新たな取組みを支援するため、**令和元年8月1日から**対象となります。

(注)

- 1 新十津川町商工会に加入していることが条件となります。
- 2 個人事業主の場合は町内に住所を有すること、法人の場合は町内に登記(本店・支店)があるか、町に法人開設届を提出していることが条件となります。